

# 社会福祉援助技術現場実習

## 【目的】

社会福祉援助技術現場実習とは「社会福祉士指定科目」で、本学において**社会福祉士国家試験受験資格を取得希望する方に必修**となる科目です。

ただし、本学通信教育課程入学前に1年以上相談援助の業務に従事した方は、社会福祉援助技術現場実習の履修が不要となる場合があります。

※現場実習履修不要手続きは入学後の手続きとなります。また、本学通信教育課程入学または編入学後に相談援助の業務に従事してから1年を迎えた方は免除の対象となりません。くわしくは、入学後に案内します。なお、免除の対象となる相談援助の業務の範囲等は「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」のホームページで確認することが可能です。

社会福祉援助技術現場実習では現場体験を通して、社会福祉専門職(社会福祉士)として仕事をするうえで必要な「専門援助技術」および「関連知識」の内容の理解を深め、「専門知識」「専門援助技術」および「関連知識」を実際に活用し、介護を必要とする高齢者や障害者等に対する“相談援助業務”に必要な資質、能力、技術を習得するものです。

この実習では、職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自覚に基づいた行動ができ、ここでの具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として体系だてていくことができる能力を養成します。

また、関連分野の専門職との連携、あり方およびその具体的な内容を理解することに努めなければなりません。

## 【実施資格】

社会福祉援助技術現場実習を実施するためには、下記の要件を充足していることが必要です。

1. 社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な基礎資格科目を履修していること。
2. 「社会福祉援助技術演習I」「社会福祉援助技術演習II」「社会福祉援助技術現場実習指導I(事前指導)」(すべてテキスト・スクーリング履修)のテキスト履修およびスクーリングを受講し合格していること。
3. 社会福祉専門職につく意志の強固な方。
4. 健康かつ実習施設の正常な相談援助活動を妨げるおそれのない方。

## 【修得単位数】

社会福祉援助技術現場実習の必要単位は1科目4単位です。

| 科目名          | 単位数 |
|--------------|-----|
| 社会福祉援助技術現場実習 | 4   |

## 【日数・時間数】

**1科目4単位で「実務24日間以上かつ、180時間以上」が必要です。**1日における実務実習時間は、原則として8時間ですが、実習施設の勤務体制に準じます。**実習開始日から終了日まで56日間以内**で実施しなければなりません。

## 【実習施設】

実習は、「近畿圏を中心とした本学が厚生労働省に申請・許可を得た**指定実習指導者が在籍している指定実習施設**」のみで実施可能となり、**近畿圏以外に在住の方であっても、実習は本学の指定実習施設で行なう**ことになります。指定実習施設一覧は、福祉教育開発センターホームページにて閲覧が可能ですが、年度により異なる場合があること、受入状況に変更が生じる場合もあります(6月更新予定)。

ただし、指定実習施設に実習テーマに副った施設がない等の場合、要件を充たす施設があれば、実習実施予定前年度の所定期間内に追加手続願をすることが可能です。くわしくは入学後に『佛大通信』で確認してください。なお、個人のための実習先確保ではありません。

## 【実習時期】

通年(12月26日~1月6日の間を除く)。

ただし、卒業を予定する方は、下記期限までに実習を完了しておかなければ、卒業と同時に社会福祉士国家試験受験資格を取得することはできません。

- ・3月25日卒業予定者…前年12月25日まで
- ・9月25日卒業予定者…同年6月30日まで

## 【実施方法】

指定実習施設を各自が訪問し、実習の受入れのお願いと実習日程の調整をして実習先を確保したうえで、「実習開始日より56日間以内に、実務24日間以上かつ、180時間以上」の実習を実施します。

## 【実習費(2017年度)】

4単位…92,000円

## 【実習オリエンテーション】

「社会福祉援助技術現場実習指導I(事前指導)」のスクーリングにおいて、実習に関する事務手続き等の説明を行なう実習オリエンテーションを実施します。これに出席し、合格しなければ実習の申込み手続きおよび実施はできません。

## 【勤務先実習】

本学の指定実習施設に勤務する者が、当該勤務先で実習することは可能です。但し、休暇を取得し実習生の立場として実習指導者のもとで実習しなければなりません。なお、指定実習施設は年度により変更される場合があり、受入状況にも、変更が生じますので入学時の条件とは異なる場合があります。

このような状況から、勤務先実習が可能となる方は限定されたものとなります。

## 【そのほかの留意事項】

平成19年12月5日付で「社会福祉士および介護福祉士法の一部を改正する法律」(平成19年法律第125号)が公布されました。さらにこの法改正とあわせて、社会福祉士(および介護福祉士)の養成カリキュラム等についても見直しが行なわれ、平成21年4月1日より実施されています。これにより、「平成21年度以降入学者(編入学者を含む)」と「平成20年度以前入学者」では、履修カリキュラムや実習実施要件、実習実施方法等が大幅に異なります。実習施設においても、実習生の受入れにさまざまな条件・制限を受ける場合があり、個人の希望を反映した実習とならない場合があることをご了解のうえ入学手続きを進めてください。

—— そのほか社会福祉援助技術現場実習に関する詳細については福祉実習課までお問い合わせください ——